

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

申立期間の国民年金保険料の納付はすべて私の母親が行い、私は関与していないが、母親から「兄の分と一緒に一括で納付した。」と聞いており、証拠書類は無いが申立期間の保険料は間違いなく納付していたはずなので、申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の兄は、平成3年4月から、国民年金法の改正により、学生強制加入被保険者として資格を取得しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時の住所地であるA市から払い出されたことが確認できる。

また、申立人及び申立人の兄は、「申立期間当時学生であったので、親が二人分の国民年金保険料と一緒に納付したと聞いている。」と述べており、申立人及びその兄の保険料を納付したとするその母親は、平成5年ごろにまとめて二人分の保険料を納付した記憶があると述べている。

さらに、i) 申立人の兄の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料が5年7月2日に過年度納付されたこと、ii) 申立人の父親の預金口座から、同日に二人分の保険料以上の金額が引き出されていることが確認できることから、申立人の母親が申立人の兄の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

しかしながら、申立期間のうち平成3年4月から同年6月までの期間については、申立人の兄も未納期間になっている上、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、ほかに保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間、62年4月から同年12月までの期間及び平成元年4月から2年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年12月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで
③ 昭和59年4月から60年3月まで
④ 昭和62年4月から同年12月まで
⑤ 平成元年4月から2年11月まで

私は、A町で自営業を営んでいた昭和35年10月ごろに、妻と一緒に国民年金に加入した。国民年金手帳は、36年4月に同町役場で受け取り、現在所持している。

申立期間の国民年金保険料については、妻が、3か月ごとに自宅に集金に来ていた年輩の女性集金人に、二人分を一緒に現金で納付していたはずであるのに私だけが未納となっている。妻が、私の分の国民年金保険料を納付しないで自分の分だけを納付したとは考えられないので、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への再加入手続が行われた時期は、i) 申立人の国民年金手帳に記載された変更後の住所が、昭和61年11月に実施された住居表示によるものであること、ii) 昭和60年度の国民年金保険料が62年2月に過年度納付されていることから、61年11月以降であると推認され、申立期間①、②及び③については、国民年金の未加入期間であったと推認できる上、その時点では、当該期間は申立期間③の一部を除き時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

しかしながら、申立期間③のうち、昭和 60 年 1 月から 3 月までの期間について、オンライン記録から、昭和 60 年度の国民年金保険料を 62 年 2 月 26 日に過年度納付していることが確認できることから、その時点で納付が可能な当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間④については、オンライン記録により、当該期間の前後の期間に国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当時、未納保険料の解消に努めていた状況がうかがわれることから、過年度納付が可能な申立期間④の保険料を納付しなかったと考えることは不自然である。

さらに、申立期間⑤について、i) 申立人の国民年金の再加入後は申立期間を除いて保険料の未納期間が無いこと、ii) 申立人は、平成 2 年 12 月から口座振替により保険料の納付を始めたと推認できることから、申立期間⑤の国民年金保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間、62 年 4 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月20日から同年7月1日まで

A社に昭和44年4月1日に入社し、途中転勤で異動はあったが平成21年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。

昭和46年6月20日付けでA社C支店から同社B支店に異動になったが、申立期間についての厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職在籍証明、A社本社が保管する人事カード、雇用保険の被保険者記録及びD国民健康保険組合の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年6月20日付けでA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「確認できる関連資料等はないが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出に何らかのミスがあったと考える。」と回答していることから、事業主が昭和46年7月1日を厚生年金保険

被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の同保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月15日から同年4月1日まで

A社に昭和45年4月1日に入社し、途中転勤で異動はあったが平成17年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。

昭和49年4月1日付けでA社B支店から同社C支店に異動になったが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る昭和49年3月から同年6月までの給与明細書、A社本社が保管する人事カード、雇用保険の被保険者記録及びD国民健康保険組合の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年4月1日付けでA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の報酬額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「確認できる関連資料等はないが、当社の手続ミスにより欠落期間が発生している可能性が高いと考える。」と回答していることから、事業主が昭和49年3月15日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の同保険料について納入

の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成8年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から同年7月1日まで

A県B局C部には、平成7年7月1日から8年7月31日まで産休・育休のD職として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

途中で辞めることなく継続して勤務しており、所持している給与明細書からも厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（写し）、平成8年分給与所得の源泉徴収票及びA県E局に係る辞令、並びにA県B局C部から提出された申立人に係る履歴書及び個人票により、申立人が期限付任用のD職として同局C部に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A県B局C部は、期限付任用のD職として採用した者については、当初は厚生年金保険に加入させ、勤務期間が1年を経過した時点でF共済組合に加入させることとしており、同共済組合の組合員資格を取得させると同時に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いを行っている。同局C部では、期限付任用のD職を含め採用した者全員について個人票を作成し、個人ごとに厚生年金保険の被保険者及びF共済組合の組合員に係る資格情報を一貫して管理しているところ、申立期間当時作成された申立人に係る個人票によると、

申立人は、期限付任用のD職として、採用日（平成7年7月1日）から1年経過後の平成8年7月1日に同共済組合の組合員資格を取得し、同日をもって同保険の被保険者資格を喪失した旨が記録されていることから、同年6月1日に同局C部において申立人が同保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成8年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年7月に係る給与明細書（写し）により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、17年6月から18年4月までは80円、同年5月から19年3月までは110円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年4月1日まで

A社B事業所には昭和15年から勤務しており、その後、兄も採用された。兄の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和17年6月1日であるが、私の同資格取得日は19年4月1日になっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人は、A社B事業所で勤務することになった時期や経緯について具体的に記憶していること、ii) 申立人が所持する手帳には、申立人が昭和15年から当該事業所に勤務していたことが記載されていること、iii) 申立人の兄は、「昭和15年5月ごろから、弟は働いており、私はそれより約2年後に働き始めた。」と述べていることから判断すると、申立人は、申立人の兄が勤務を開始した時点において、既に当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録及びA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人より後の昭和17年6月ごろから当該事業所に勤務した申立人の兄の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和17年6月1日であることが確認できる上、申立人が名前を挙げた19年4月以前から当該事業所に勤務していたとする同僚5人のうち4人は、申立期間において同保険の被保険者としての記録が確認

できる。

さらに、申立人の現在確認できる当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和19年4月1日の時点では、申立人は第3種被保険者として資格を取得していることがオンライン記録及び被保険者名簿により確認できるところ、申立人は、「採用当初はC作業員として勤務していたが、翌年からはD作業員に職種変更した。」と述べており、申立人の兄は、「私が勤務を開始した時は、弟は既にD作業員であった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立期間は、申立人の厚生年金保険第3種被保険者としての加入記録が存在する申立期間以降の期間と継続性、一体性があったものと考えられることから、申立人が申立期間において、第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の記録から、17年6月から18年4月までは80円、同年5月から19年3月までは110円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち昭和49年5月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA省B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月8日から同年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

申立期間①は、昭和48年4月2日から49年1月4日までA省C事業所に臨時補充員のD業務員として継続して勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和49年4月1日から同年7月末までA省B事業所に勤務し、E業務に従事していたが、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当該期間については、継続して勤務していたことが確認できる当時の辞令を保管している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が保管する昭和49年4月1日付け及び同年5月1日付け人事異動通知書により、申立人が当該期間においてA省B事業所に臨時補充員として継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第12条によれば、「次の各号のいずれかに該当する者は、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなす」と規定され、同条第2号では、

「臨時に使用される者であって次に掲げるもの」と規定されている上、同号口では、「2か月以内の期間を定めて使用される者。ただし、所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く」と規定されているところ、前述の人事異動通知書によれば、申立人の職名は、いずれも「臨時補充員」と記載されている上、任用期間については、それぞれ「昭和49年4月1日から同年4月30日まで」、「昭和49年5月1日から同年6月30日まで」と、いずれも2か月以内の期間が定められていることが確認できるものの、この一方で、申立人が、当初は昭和49年4月30日までであった任用期間を超え、同年5月1日以降も引き続き使用されるに至ったことが確認できることを踏まえると、同法の規定によれば、申立人は、本来、当初の任用期間を超えるに至った同年5月1日から厚生年金保険の被保険者として取り扱われるべきものであったと考えられる。

また、申立人が申立期間②前後に当該事業所で臨時補充員として一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、生存及び所在が判明した者一人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、昭和45年10月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年10月1日に同資格を喪失した後、同年10月8日に再度同資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失したことが確認できるところ、同人は、「私が記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致しているが、当時の辞令等を保管していないことから、昭和45年10月23日から46年10月1日までの期間については、当初から1年間の任用期間が定められていたものか、当初定められた任用期間が延長されて1年間となったものかは分からず、同年10月8日から同年12月1日までの期間についても、当初定められた任用期間であったかどうかは記憶していない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間②当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者二人のうち、前述の同僚以外の一人については、同原票によると、47年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48年10月10日に同資格を喪失した後、同年11月1日に再度同資格を取得し、49年4月1日に同資格を喪失したことが確認できることから、申立期間②については申立人の前任者であったと考えられるところ、同人も、「私が臨時補充員として勤務していた期間と厚生年金保険の加入記録は一致しているが、当時の辞令等を保管していないため、厚生年金保険に加入している期間が、当初定められた任用期間であったものか、当初の任用期間が延長されたものかは記憶していない。」と供述しており、これらの者については、当初定められた2か月以内の任用期間を超えて引き続き勤務しながら、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない状況は確認できず、ほかに当該事業所において、臨時

補充員について、当初定められた2か月以内の任用期間を超えて引き続き使用する場合において、同保険の被保険者資格を取得させない取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和49年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②のうち昭和49年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人のA省B事業所に係る同年7月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、5万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち昭和49年4月1日から同年5月1日までの期間については、上述のとおり、厚生年金保険法第12条の規定により、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、F社G支店に照会したものの、当時の資料は廃棄済みであることから、申立人のA省C事業所における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、申立人の当該事業所における勤務状況について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間①当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者7人に照会したところ、回答があった3人は、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、申立人が申立期間①において当該事業所に継続して勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は当該事業所において昭和48年4月3日に同保険の被保険者資格を取得し、同年6月8日に離職した後、同年10月1日に再度被保険者資格を取得したことが確認できるが、これは申立期間①前後の厚生年金保険の加入記録と合致しており、ほか

に申立人が申立期間①において当該事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和51年3月21日であると認められることから、申立期間に係る同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和50年8月及び同年9月は9万8,000円、同年10月から51年2月までは12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年3月21日、同資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月31日から51年3月21日まで
② 昭和51年3月21日から同年4月1日まで

昭和49年4月にA社に入社し、昭和51年3月に社名がB社に変わった後も同年6月まで継続して勤務したが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間に係る給与支払明細書を保管しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は昭和50年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、雇用保険の被保険者記録により、申立人が51年3月20日までA社に継続して勤務していたこ

とが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和51年4月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同日以降の同年5月13日に、申立人を含む複数の者について、50年10月の定時決定が取り消されるとともに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が51年3月21日から50年8月31日にさかのぼって訂正されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和50年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格喪失日は51年3月21日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿の記録から、昭和50年8月及び同年9月は9万8,000円、同年10月から51年2月までは12万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管する昭和51年3月分の給与明細書により、申立人がB社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和51年3月の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によれば、B社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、法人登記簿謄本の記録によれば、申立期間②において同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和19年4月1日であると認められることから、同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和19年4月1日から同年10月1日まで

昭和18年3月にA社D支店C営業所に入社しE業務に従事していた。戦時統制令によるE販売の統制に伴って設立されたF社にE業界各社の流通部門の従業員が移籍することとなり、19年4月に、A社D支店C営業所の同僚3人と共に同社に移籍したが、A社に係る申立期間①及びF社に係る申立期間②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社に照会したところ、「当社が保管する当時の人事記録によれば、申立人のA社C出張所における勤務期間は昭和18年4月24日から19年3月31日まで（「会社都合、F社融通」の記載あり。）であり、F社D支店C支部における勤務期間は昭和19年4月1日から22年5月31日までであることが確認できる。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間①においてはA社C出張所に、申立期間②においてはF社D支店C支部にそれぞれ勤務していたことが認められる。

2 申立期間①については、申立人がA社からF社と一緒に移籍したとする同僚3人のうち1人については、オンライン記録によると、申立期間①においてA社C出張所で継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認で

きる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号索引簿により、昭和17年1月1日にA社C出張所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その後の19年6月1日にF社C出張員事務所において同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者一人についても、オンライン記録によると、申立期間①においてA社C出張所で継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社C出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は現存しないが、「昭和20年*月G県庁火災による書類焼失について」（G県社会保険事務局（当時）作成）によれば、昭和20年*月に発生したG県庁の火災により多くの被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）、20年6月から同年10月までの被保険者資格取得届出書等が焼失したとされるところ、申立人、及び上述の同僚3人に係る被保険者台帳の備考欄においては、いずれも、「全期間に対応する名簿、20.11.2焼失」及び「一部照合済台帳、32.（被保険者によって異なる月日を記載）認定」の押印が確認できることを踏まえると、当該事業所に係る被保険者名簿及び被保険者台帳は、当該火災により焼失したものと考えるのが妥当である。また、上述の同僚3人のうち2人については、現存する被保険者台帳において当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日がいずれも記載されていない上、オンライン記録で確認できるその後のF社C出張員事務所における被保険者記録も欠落しているほか、上述の厚生年金保険被保険者一人については、両事業所に係る被保険者台帳そのものが現存しないなど、保険者により記録の完全な復元が行われたものとは言い難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらな

いこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが妥当であると判断する。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る昭和19年1月の社会保険事務所の記録から判断すると、40円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

- 3 申立期間②については、F社C出張員事務所の被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和19年10月1日であることが確認でき、申立期間②において同保険の適用事業所に該当していた形跡が無い上、当時の事業主も不明であることから、同社に係る同保険の適用状況について確認することはできない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号索引簿により、当該事業所において申立人より先に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者54人のうち、厚生年金保険被保険者台帳索引票が確認できる46人の同保険被保険者資格取得日は、いずれも昭和19年6月1日であることが確認できる。

一方、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）において、「物の販売又は配給の事業」が厚生年金保険の強制適用事業所となるべき業種に追加され、同保険の被保険者とすべき者の範囲が肉体労働者以外の一般従業員及び女子にまで拡大されたのは昭和19年6月1日であり、同法に基づき同保険料の徴収が開始されたのは同年10月1日であるところ、申立人は、「C港においてI作業等に係るJ業務に従事していた。」と供述しているほか、申立人が当時一緒に勤務していたとする同僚5人のうち、生存及び所在が確認された者一人も、「昭和19年3月ごろ入社し、申立人と同様にI作業等の業務に従事していたが、実際の作業は下請会社が行っており、私達が肉体労働に従事することは無かった。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において昭和19年6月1日又は同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認された者8人に照会したところ、回答があった6人のうち入社時期に係る供述が得られた5人は、いずれも両日以前から当該事業所に勤務していたと供述している一方で、このうち二人は「F社は、I作業等に係るL業務を行っており、実際のI作業は下請会社が行っていた。」

と供述しており、他の一人は「I作業に従事していたが、直接の労働者ではなかった。」と供述しているほか、別の二人はいずれも女性であるとともに、それぞれ「私はJ業務員であった。」と供述している上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえ、当該事業所は、申立期間②において厚生年金保険の強制適用事業所には該当していなかったと考えるのが妥当である。

加えて、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市役所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和59年11月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月1日から56年1月23日まで
② 昭和59年1月4日から同年2月1日まで
③ 昭和59年11月1日から60年1月1日まで

申立期間①は、B社で臨時職員として勤務した。

申立期間②は、C県D部D課で非常勤職員として勤務した。

申立期間③は、A市役所でA市E施設勤務の非常勤職員として勤務した。

これらの事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、各申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A市役所が保管する「非常勤職員、臨時的任用職員発令名簿」の記録により、申立人が昭和59年11月1日にA市役所に臨時職員として採用となり、申立期間③に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する当該事業所作成の「昭和59年分給与所得の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」という。）に記載されている給与の支払金額は、当該事業所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和60年1月1日）の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている報酬月額の2か月分（申立期間③

の月数)の金額と一致する。

さらに、源泉徴収票に記載されている給与からの社会保険料控除額は、上記決定通知書に記載されている報酬月額から算出される雇用保険料と、標準報酬月額から算出される厚生年金保険料及び健康保険料の合計額の2か月分の金額と一致する。

加えて、申立人が名前を挙げた同職種の同僚二人からは、いずれも「私は、A市役所に臨時職員として採用されると同時に厚生年金保険に加入した。」との回答があった上、オンライン記録によると、これら同僚は申立期間③において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、当該事業所に係る源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額及び昭和60年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和60年1月1日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る59年11月及び同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、事業主が保管する申立人に係る「昭和55年分給与台帳」(以下「給与台帳」という。)及び申立人が所持する辞令から判断すると、申立人が申立期間①にB社で臨時職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、給与台帳によると、申立人は申立期間①において給与から厚生年金保険料を控除されていない上、同給与台帳の摘要欄には「社会・労働保険加入無し」と記載されている。

また、事業主からは、「B社はC県の関連団体であるため、臨時職員の社会保険の適用については、C県の取扱要綱を準用しており、雇用期間が2か月以内の場合は労働者災害補償保険のみ加入させていた。申立人は、当初2か月以内の雇用期間を予定し、厚生年金保険の加入対象外であった。」との回答があった。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が無く、これは前述の給与台帳摘要欄の記載「社会・労働保険加入無し」と符合する。

加えて、申立人が名前を挙げた同期採用の唯一の同僚は、オンライン記録

によると、申立期間①において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、この同僚は正職員として採用されており、非常勤職員として採用となった申立人とは雇用形態が異なる上、この同僚は、「申立人とは半年ぐらい一緒に勤務したことは覚えているが、臨時職員の厚生年金保険の適用については分からない。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人が所持する辞令から判断すると、申立人が申立期間②にC県D部D課で非常勤職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、厚生年金保険法第12条第2号ロの規定により、「2月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としなない。」とされているところ、申立人が所持する辞令によると、申立人の職名は「第3種臨時職員」となっており、C県の取扱要綱によれば、「第3種臨時職員の任用期間は1月以内とし、厚生年金保険の適用は法令の定めるところによる。」とされていることから、事業主は申立人について、厚生年金保険法第12条第2号ロの規定により、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②の当該事業所に係る給与明細書を所持していると主張しているが、給与明細書には、事業所名、部署及び年月等が記載されていない上、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、申立期間②当時の保険料率から算出される保険料控除額と一致しない。

加えて、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができない。

その上、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C営業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和48年7月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月29日から同年8月1日まで
昭和36年11月1日にA社に入社し、平成16年12月31日に退職するまで同社に継続して勤務した。

申立期間は、A社D営業所から同社C営業所に転勤した時期であるが、厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社本社が保管する申立人に係る「社員台帳」の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日は、A社本社E部長名の人事発令通達によると昭和48年7月1日になっているが、i) 申立人は同年7月中に同社C営業所に行き、勤務しながら借家を探していたとしていること、ii) オンライン記録の同社D営業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年7月29日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C営業所における昭和48年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 1631

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から51年3月まで

私は、昭和48年7月ごろ、A事業所を退職し、続いて勤務したB事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったため、私がC市D区役所で国民年金の加入手続きをしたはずである。保険料については、申立期間当時勤務していたB事業所で、E職とB事業所利用者とは折半して国民健康保険料及び国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が申立期間当時勤務していたB事業所において、E職とB事業所利用者とは折半して国民年金保険料及び国民健康保険料を納付していたと申し立てているが、当該事業所によると、国民健康保険料については、事業所側が補助していたが、国民年金保険料については、個人負担で職員各自が加入して保険料を納めていたとしていることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿から、昭和53年12月ごろに払い出されたことが推定できることから、申立期間の国民年金保険料を納付するには第3回特例納付(昭和53年7月から55年6月まで実施)で納付することになるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から54年3月まで

私は、中学校卒業後、すぐに私の叔父と叔母が経営している会社に就職し、私の二人の兄と共に住み込みで働いていた。

私が定時制高等学校に通っていた21歳か22歳ごろ、私の同級生と年金の話をした際、私は国民年金に加入していたのに、その同級生が加入する気は無いと言ったことに驚いた記憶がある。

結婚して叔母の所を出た後も30歳で独立する昭和54年ごろまでは、私の金銭面のことはすべて叔母に任せていたので、私の国民年金についても叔母が保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿から、申立期間後の昭和57年2月ごろに払い出されたことが推定できるほか、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

また、申立期間当時、叔母の家で申立人と一緒に同居していた申立人の二人の兄についても、申立期間の大半は国民年金保険料が未納となっており、叔母が申立人の同保険料のみを納付していたとするのは不自然である。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の叔父及び叔母から当時の状況等を聴取することができないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金手帳等についての記憶がない上、

申立期間当時同居していた申立人の二人の兄、及び申立期間当時に国民年金の
ことについて、話をしたとする申立人の同級生に当時の状況を確認したが、申
立期間の国民年金保険料を納付したことを示す事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から56年6月まで

最初に勤めた会社で担当したのが人事であったことから、その時の資格取得届も自分で書類を作成し提出した。その後、結婚してからも、氏名変更届、住所変更届及び厚生年金保険から国民年金への切替手続等を一切自分で行ってきており、申立期間に係る国民年金については、当時勤務していた社会保険労務士事務所を退職した直後の昭和55年11月ごろA市役所の窓口で私自身が加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私自身がA市役所の窓口で納付書に現金を添えて毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の再加入手続について、「当時勤務していた社会保険労務士事務所を退職した直後の昭和55年11月ごろ、A市役所の窓口で私自身が加入手続を行った。」と述べているが、申立人が所持している国民年金手帳、特殊台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者台帳の資格取得年月日より、いずれも「昭和56年7月1日（任意）」と記載されていることが確認できることから、申立人が再加入手続を行った時期は56年7月ごろと推認でき、申立人の述べていることと一致しない上、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、「私自身がA市役所の窓口で納付書に現金を添えて毎月納付していた。」と述べているが、申立人が国民年金の再加入手続を行ったと推認できる時点においては、申立人の

夫は厚生年金保険加入者であり、申立人は、国民年金の任意加入対象者であったことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、未加入期間の場合には遡^{さかのぼ}って保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から62年3月まで

私は、A社に勤務した昭和61年5月から、同社が社会保険の適用事業所となる62年3月までの期間、同社等からの指導の下、国民年金保険料を納付していた。

B市C区役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月、銀行の窓口で納付していたことを記憶しているので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和61年5月から勤務した事業所が62年3月まで社会保険が適用されていないことから、国民年金保険料の納付について、当該事業所や委託先の社会保険労務士から指導された。その後すぐにB市C区役所で国民年金の再加入手続を行い、保険料を毎月銀行で納付していた。」としているが、当時の事業主及び委託を受けていたとする社会保険労務士事務所の担当者は、その指導について「覚えていない。」と述べている。

また、当時、当該事業所に勤務していたとされる従業員2名のうち1名は申立期間の国民年金保険料を納付しているが、残りの1名は、国民年金に加入はしているものの昭和61年9月から62年3月までの保険料が未納となっており、両名とも当該事業所等から指導されて国民年金保険料を納付していたかについて「覚えていない。」としている。

さらに、当該事業所の事業主自身も申立期間中、国民年金に未加入であることから当該事業所等が国民年金への加入を指導していたことについての確認ができない。

加えて、オンライン記録により、申立期間が平成12年4月に記録追加され

るまで国民年金の未加入期間とされていたことが確認できるほか、申立期間中、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年11月まで

私の母親は、平成3年4月から学生が国民年金の強制加入被保険者になるとのことから、A市B区役所で、当時大学生であった私の国民年金の加入手続をしてくれた。この後、母親は、同区役所から国民年金保険料は過去にさかのぼって納付できることを聞き、私の現年度保険料に過年度保険料を併せて、毎月、定期的に銀行で納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳以上の学生が平成3年4月から国民年金の第1号被保険者として適用されることになったことから、申立人の母親が、当時、大学生であった申立人の国民年金の加入手続をA市B区役所で行ってくれたと述べているが、申立人が唯一所持する年金手帳の国民年金の記録において、「被保険者となった日」欄には、申立人の国民年金被保険者資格取得日である平成元年*月*日の日付が記載されているとともに、同日付の下部に「5.10.19」の押印があり、A市では、この押印について、加入手続又は資格取得日を年金手帳に押印した日と説明している上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人の加入手続は5年10月ごろに行われたものであり、この時点で被保険者資格取得日を20歳到達時の元年*月にさかのぼって取得したものと推認できる。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行った平成3年4月以降、申立人の国民年金保険料については、母親が現年度保険料に過年度保険料を併せて定期的に銀行で納付してくれていたと述べているが、申立

人の母親は、過年度保険料については、一括納付することが難しく分割納付した記憶があるとしているだけで、申立期間当時の保険料の納付方法に係る記憶が曖昧であり、当時の納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録により、申立人の平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料が同年12月に一括納付されていることが確認できるが、申立人の母親は一括納付した記憶がなく、申立期間直後の3年12月から5年3月までの保険料については、申立人とその母親の供述どおり、6年1月から7年4月にかけて、毎月、定期的に現年度保険料と過年度保険料が併せて納付されていることが確認できることから、申立人の母親は6年1月から過年度保険料を分割して毎月納付するようになったものと推認でき、この時点で申立期間の保険料については、時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和51年4月に銀行を退職した後、すぐにA市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、国民年金保険料を定期的に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、銀行を退職した昭和51年4月ごろにA市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号を持つ任意加入者の資格取得状況から、53年1月ごろに払い出されたものと推認できる上、申立人は、払出時点で発行された三制度共通の年金手帳を唯一所持しているだけで、この手帳交付以前には国民年金に加入したことは無いと述べており、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、この時点で厚生年金保険被保険者資格を喪失した51年4月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、毎月、定期的にA市役所か銀行で保険料を納付したと述べるだけで、これまでに過去にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人は、昭和53年1月ごろに国民年金の加入手続を行った後、市役所から交付された納付書により52年4月以降の現年度保険料だけを納付し、これ以前の過年度保険料については、納付手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料(家計簿、領収書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年12月から20年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月から20年3月まで

私の母親は、平成20年3月か同年4月ごろにA社会保険事務所（当時）から郵送された書類で私の学生納付特例の申請手続きをしてくれたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、平成20年3月か同年4月ごろにA社会保険事務所から郵送された国民年金保険料学生納付特例申請書に必要事項を記載の上、学生証の写しを添えて社会保険事務所（当時）に返信用封筒で郵送して手続きしたと述べているところ、A年金事務所は、20歳到達者を対象として誕生月に国民年金被保険者資格取得届出書と併せて学生納付特例申請書等の書類を郵送していると説明しているが、学生納付特例申請書のあて先は社会保険事務所長となっているものの、申請先は市町村長である上、社会保険事務所では、関係書類の郵送時に返信用封筒も同封していないことから、申立人の母親の供述とは一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料については、オンライン記録の納付書発行事蹟^{せき}により、平成19年12月17日に最初の納付書が発行された後、20年8月12日及び21年6月10日にも納付書が発行されていることが確認できる上、同納付督促事蹟により、20年4月24日に日本年金機構の委託業者が申立人と直接電話し、その父親が学生納付特例を申請中であるとして保険料の納付を保留したことが確認でき、これ以降、申立期間の翌年度（平成20年度）の学生納付特例申請（平成21年2月9日）及び同承認（同年3月16日）が行われた時期を含めて21年8月までの期間に電話及び戸別訪問による納付督促が繰り返行われていることも確認できるが、申立人及びその母親は、何回か納付書

を受け取った記憶はあるものの、事務手続に時間を要しているとの認識だけだったとし、申立期間に係る学生納付特例の承認通知書を受け取った記憶がないなど、申立人の母親が申立人の学生納付特例申請を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料（申請書の本人控等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 2 年 5 月まで

私は、申立期間当時、市町村長への転出届及び転入届を行わないまま県外の大学に在学していたが、この間に実家の母親が、国民年金は 20 歳から加入できることを知り、すぐに A 町役場で私の国民年金の加入手続を行い、20 歳からの国民年金保険料をさかのぼって数か月分まとめて納付してくれた後、就職するまでの期間の私の保険料を定期的に納付していたと母親から聞いている。

また、年金手帳は 2 冊所持していたが、再就職した会社で厚生年金保険被保険者資格を取得する時に会社に年金手帳を提出した記憶があり、この時に国民年金手帳記号番号が統合処理されたと思うので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の母親が行ってくれたとしているが、その母親は既に死亡している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、当時の状況は不明である。

また、申立人は、転出届及び転入届を行わないまま実家がある A 町から県外の大学に在学しており、この在学中に申立人の母親が申立期間に係る国民年金の加入手続を同町で行い、国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって納付してくれたと述べているところ、同町の調査により、申立人は、申立期間を含む昭和 62 年 7 月 19 日から平成 2 年 3 月 29 日までは同町に住民票があったことが確認できるが、当時、20 歳以上の大学生は、国民年金の任意加入被保険者とされており、申立人が大学在学中の昭和 62 年 9 月から平成 2 年 3 月までの期

間については、申立人は任意加入被保険者として制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することができないことから、申立内容は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号を持つ第3号被保険者の資格取得届出状況から、平成4年8月ごろに払い出されたものと推認できる上、オンライン記録により、申立人が11年6月に再就職した時に行われた基礎年金番号への統合処理は、国民年金手帳記号番号ではなく、2年6月に被保険者資格を取得した時の厚生年金保険記号番号が基礎年金番号に統合されたものであることが確認できるとともに、当該手帳記号番号の記号は、申立人が4年4月に転居した先の住所地を管轄するB社会保険事務所（当時）が払い出したものであり、申立人が現在所持する三制度共通年金手帳についても、同手帳の「住所」欄の記録により、同年同月以降に交付されたものであることが確認でき、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間については、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2334 (事案 935 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、入社日である昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 8 月 1 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないため、第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの通知をもらった。

しかし、私は、A社の社長が会社の規模は小さいが、厚生年金保険に加入している旨自慢していたので同社に入社した。同社において見習い期間等により厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたのであれば、私は、確実に国民年金に加入するようにしていたはずであり、また、その取扱いについて疑問を持ち社長に何らかの打診をしていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間中から継続してA社に勤務していたことは推認できるが、i) 社会保険事務所(当時)の記録によると、同社は昭和 58 年 7 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料控除の事実について確認することができないこと、ii) 申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、入社後 3 か月から半年経過後に厚生年金保険に加入した旨の供述をしているところ、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社日から約 3 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できること、社会保険事務所の記録により、申立人と同日の 52 年 8 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者について、「申立人は、私より先に入社していた。」としていること、及び申

立人が同社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた者の中にも、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の加入記録が確認できない者が存在することを踏まえると、事業主が何らかの基準により従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられること、iii) 雇用保険の被保険者記録においても、資格取得日は52年8月1日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年5月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料を提出することなく、「私は、A社の社長が会社の規模は小さいが厚生年金保険に加入している旨自慢していたので同社に入社した。同社において、見習い期間等により厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたのであれば、私は、確実に国民年金に加入するようにしていたはずであり、また、その取扱いについて疑問を持ち社長に何らかの打診をしていたはずである。」と主張しているものの、申立人が名前を挙げた同僚のうちの一人について新たに所在が判明したことから、同人に照会したところ、「申立人を知っているが、勤務の時期までは分からない。厚生年金保険の適用状況についても分からない。」と述べており、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることができなかった。これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 10 月 6 日まで

昭和 32 年 4 月に A 社 B 事業所に入所し、その後、同社 C 事業所の所属となり 39 年 5 月まで D 作業及び E 業務を担当していた。

厚生年金保険の加入記録については、昭和 33 年 10 月 6 日に F 会において資格取得した記録となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 事業所（以下「B 事業所」という。）に関する詳細な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が B 事業所及び同社 C 事業所（以下「C 事業所」という。）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の両事業所の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間当時、A 社事業所の事業主及び従業員の社会保険事務手を代行していた F 会に照会したところ、「当会では、当時、A 社事業所からの依頼を受けて、事業主及び従業員に係る社会保険事務手を代行するとともに、F 会を適用事業所として社会保険に加入させていたが、当会が保管する昭和 37 年 5 月ごろに作成したと考えられる『厚生年金加入一覧表』によると、申立人は 33 年 10 月 6 日に C 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている。当時は、従業員を同保険に加入させるかどうかは事業所に任されており、従業員が同保険に全く加入していない事業所もあったと聞いている。」と回答している。

さらに、F 会から提出された厚生年金加入一覧表の写しを確認したところ、

申立人から名前が挙げたB事業所の事業主については、厚生年金保険被保険者記録が記載されているものの、申立期間について、B事業所の従業員に関する記録は記載されていない上、F会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したが、申立人がB事業所に同時に就職したとして名前を挙げた同僚のほか、姓だけを記憶していた同僚についても該当する記録は見当たらないことから、これらの同僚からB事業所における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

一方、C事業所の事業主及び申立人がC事業所の同僚として姓だけを記憶していた同僚3人のうち2人の同僚については、上述の厚生年金加入一覧表において記録が確認できるとともに、記載されている登録年月日は、被保険者名簿に記載されている資格取得日とそれぞれ一致する。

加えて、オンライン記録により、C事業所における3人の同僚及び被保険者名簿により同会の被保険者であったことが確認できた8人の合計11人に照会し9人から回答が得られたが、申立人がB事業所からC事業所に所属変更になった時期、B事業所についての厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除についての供述は得られなかったところ、このうちの一人は「当時、F会に加入する基準及び要件については、事業所の事業主の判断で行っていたと思う。」と供述している。

これらのことを踏まえると、当時、B事業所では、従業員については厚生年金保険に加入させておらず、F会に対する同保険の加入依頼も行っていなかったものとするのが妥当である。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月ごろから29年2月ごろまで

昭和26年9月ごろから結婚退職する29年2月ごろまで、A市にあったB社からC市のD社に出向し勤務していた。当時、D社で一緒に勤務していた友人もおり、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び出向先の元従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は昭和59年1月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和31年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、オンライン記録により、申立期間において当該事業所に勤務し、所在が確認できた同僚3人に当時の厚生年金保険料の控除について照会したが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間において、同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 2 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 7 月 26 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間①及び②については、昭和 43 年 12 月 24 日に脱退手当金として支給済みであるとされている。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、両申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 12 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、両申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず昭和 61 年 3 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、「すぐに再就職しようとは考えていなかった。」と供述しており、退職時に脱退手当金を請求することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 7 月 16 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間は脱退手当金が支給済みとなっている。

当時は再就職することを考えており、脱退手当金は受け取らないと決めていた。

脱退手当金を請求したことも、受け取ったこともないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に「脱退手当金」のスタンプが押され、支給年月日及び支給金額が記録されていることが確認できること、申立人の脱退手当金の支給額に誤りが無い上、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から6か月後に支給決定されていることが確認できることから、脱退手当金の支給決定に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「脱退手当金の制度は知っていたものの、再就職するので脱退手当金を請求する考えはなかった。」と主張しているが、申立期間の8か月後に婚姻してからその後昭和52年12月まで就職した形跡が見当たらない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和23年1月16日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、52年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 38 年 12 月 26 日まで
② 昭和 40 年 5 月から 41 年 5 月まで

申立期間①は、A社B営業所及び同社C営業所で勤務し、また、申立期間②は、D社で勤務していたが、両期間とも厚生年金保険の加入記録が無い。両事業所で間違いなく勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる者の供述により、時期及び期間は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の書類が保管されておらず、また、厚生年金保険の事務を担当していた者など当時の厚生年金保険の適用などについて説明できる者がいない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、被保険者名簿により、申立期間①及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、かつ生存及び連絡先が判明した 23 人に照会したところ、「申立期間当時、会社は 1 年間ぐらい勤務状態をみた上で正式に採用するか否かを判断して、厚生年金保険に加入させていた。」、「入社後 1 年から 3 年ぐらい正社員になれず、その間、会社は厚生年金保険に加入させていなかった。」など、9 人が、入社してから数か月から 5 年までの期間は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

さらに、被保険者名簿において、申立期間①の被保険者資格取得者の中に申立人の氏名は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番は認められないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 D社の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる者の供述により、時期及び期間は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の書類を調べたが、申立人の氏名が見当たらず、また、厚生年金保険の事務を担当していた者など当時の厚生年金保険の適用について説明できる者がいない。」と回答しており、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、被保険者原票により、当該事業所において申立期間②及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が判明した者16人に照会したところ、「当時、会社に採用されてから5か月ぐらいの試用期間があった。その間、厚生年金保険に加入させていなかった。」、「当時、入社して一定期間が経過してから本採用になった。本採用になるまでは厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」など、3人が、入社してから5か月から10か月までの期間は同保険に加入していなかったと供述している上、このうち一人は、「当時、厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録は存在しない。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間②の被保険者資格取得者の中には申立人の氏名は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番は認められないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年から 45 年まで
② 昭和 42 年から 45 年まで
③ 昭和 42 年から 45 年まで
④ 昭和 42 年から 43 年まで
⑤ 昭和 42 年から 44 年まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、申立期間⑤はE社に勤務しており、それぞれの事業所で厚生年金保険に加入していたと思うので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、申立人が勤務していたとするF県G市において昭和44年9月1日から47年10月1日までの期間、H県I市において47年10月1日から60年2月26日までの期間、それぞれ、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、44年9月1日より前の期間は、適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当時の事業主に照会したが、協力を得ることができないため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名字のみしか記憶しておらず、これらの者を特定することができないことから、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者9人に照会したところ、回答があった6人全員が、「申立人については分か

らない。」と述べており、申立人の申立てに係る供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間①に係る申立人の加入記録は存在しない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、B社は昭和45年10月7日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、昭和52年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したが、協力を得ることができないため、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者4人に照会したところ、回答があった二人のうち一人は、「申立人については分からない。」と述べており、他の一人は、「私は、経理事務関係を担当していた。申立人は正社員ではなく現場作業員で日給者であった。勤務期間は半年程度であった。」と述べているものの、厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間後の昭和49年11月6日から50年6月26日までの期間について、当該事業所において被保険者であったことが確認できるものの、当該期間においても、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、C社は昭和28年10月1日から29年11月1日までの期間、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、申立期間③当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所は昭和46年10月20日に閉鎖している上、当時の事業主は所在不明であるため、申立期間③における申

立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立てに係る供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間③に係る申立人の加入記録は存在しない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人が勤務していたとするD社は、オンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同事業所の所在地を管轄する法務局にも商業登記の記録は無い。

また、J業協会に照会したが、当該事業所が加入した実績は無いとの回答であり、当該申立てに係る事業所の存在が確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立てに係る供述を得ることができず、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間④に係る申立人の加入記録は存在しない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間④の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、オンライン記録によると、E社は、昭和 63 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑤当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所の設立年月日は、昭和 54 年 4 月 2 日であることが確認できる上、設立当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立てに係る供述を得ることができない。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名字のみしか記憶しておらず、当該同僚を特定することができないことから、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 3 人に照会したところ、回答があった一人（事業主の妻）は、「申立人の勤務期間は不明であるが、E社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63

年10月より前の期間に勤務していた。会社設立（昭和54年4月）以前は、K社を経営していたが、申立人は、K社では勤務していない。」と述べている。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所において、昭和54年4月2日から同年4月30日までの期間、昭和55年5月1日から同年11月30日までの期間及び56年7月17日から同年10月18日までの期間について、被保険者であったことが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 33 年 5 月まで

中学校を卒業した昭和 26 年 4 月に A 社にアルバイトとして採用され、初め B 業務に従事した後、33 年 5 月に結婚するまで同社の C 工場に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に採用された経緯及び退職した経緯に関する供述が具体的であること、及び同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「申立人は、当時、A 社に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に照会したところ、「申立期間当時、アルバイト、臨時職員等の正職員以外の者は厚生年金保険に加入させていなかったが、当社が保管する当時の正職員に係る人事記録において、申立人の氏名には該当が無い。また、厚生年金保険に加入させていない者の給与から同保険料を控除することは無かった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述や資料は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人は既に死亡しているほか、申立人が申立人の姉の同級生であったとする他の一人については、当該事業所の被保険者名簿によれば、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、個人を特定することができず、これらの

者から申立人に係る同保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、回答があった5人のうち、当時、D部長であったと供述する者を含む3人は、いずれも、「当時はアルバイト、臨時職員等の正職員以外の者は厚生年金保険に加入させていなかった。」との当該事業所の回答を裏付ける供述を行っていることを踏まえると、当時、当該事業所では、アルバイト等の正職員以外の者は厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

一方、上述の申立人の同僚二人のうち、申立人が当該事業所のC工場と一緒に勤務していたとする者については、当該事業所の被保険者名簿により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるが、前述の厚生年金保険被保険者3人のうち1人の供述によれば、同人は、当該C工場の前身であったE社の社員であったところ、同社が当該事業所を買収されたことにより当該事業所の正職員となったものであることが判明したことから、申立人とは立場が異なっていたものと考えられる。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 49 年 10 月まで

申立期間はA社に勤務し、B作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時の社長は既に死亡しているが、その妻とは今も交流があり、同人は厚生年金保険を受給していると聞いている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の代表取締役の妻から借用したとする同社の設立関係資料の写しから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、代表取締役の妻に照会したものの、回答は得られず、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、オンライン記録によれば、当該事業所の代表取締役は、申立期間を含む昭和47年10月1日から49年5月20日までの期間において当該事業所とは異なる「C社」で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、当該代表取締役の妻は、オンライン記録によると、昭和39年5月25日以降、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い一方で、申立期間を含む40年4月から61年3月までの期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる上、このうち47年10月1日から49年5月20日までの期間においては国民年金に任意加入していることが確認できることから、同人が受給している年金給付は、申立期間当時の厚生

年金保険被保険者期間に係るものではないと認められる。

加えて、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚については、オンライン記録によると、昭和35年10月20日以降、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、申立期間において国民年金に加入するとともに、当該期間のうち49年4月から同年9月までの期間について同保険料の免除申請を行っていることが確認できる一方で、同人に照会したものの回答は得られず、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

昭和 40 年 3 月に中学校を卒業後すぐに、同期生と共に A 市 B 区にあった C 社に就職し、45 年 3 月まで住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社は D 商品を扱う大きな D 取扱店であり、健康保険についても卸問屋である E 社の保険証を使用していたため、厚生年金保険及び雇用保険にも当然加入していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 社で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無い上、オンライン記録によれば、当該事業所の事業主も申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無く、同人は既に死亡していることから、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 10 人のうち、個人を特定することができ、生存及び所在が確認された者 3 人に照会したところ、このうち二人は申立期間において当該事業所に勤務していたと供述している一方で、オンライン記録によると、いずれも当該期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無いほか、他の一人は「C 社に勤務していたのは高等学校卒業後すぐの昭和 34 年ごろからであり、申立期間当時は別の事業所に勤務していた。」と供述している上、同人も当該事業所に勤務していたとする期間

において同保険に加入していた形跡が無く、これらの者から当該事業所に勤務していた期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人及び前述の同僚のうち複数の者が、「当時、E社の健康保険証を使用していた。」と供述していることから、E社に照会したところ、同社が保管するF健康保険組合台帳により、申立人が申立期間のうち昭和40年4月1日から45年3月1日までの期間において同健康保険組合の組合員であったことは確認できたものの、同社では、「F健康保険組合はD業界の健康保険組合であるため、D取扱店の従業員を加入させていたものと考えられるが、政府管掌健康保険とは異なり、D取扱店が、同組合員である者を必ず厚生年金保険にも加入させたとは限らない。また、申立人は、当社と雇用関係にあった者ではないため、当社で厚生年金保険に加入させることも無い。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった。

加えて、F健康保険組合台帳により、申立期間において同健康保険組合の組合員であったことが確認できる者3人についても、オンライン記録によれば、当該組合員であった期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いことが確認できる。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月11日から5年8月11日まで
平成4年8月11日から5年8月10日まで、A社（現在は、B社）においてC職として勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。
厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所の前職（D社）の雇用保険求職者給付に係る雇用保険受給資格者証に記載されている就職年月日及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間中にA社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所では、「当時の資料が無く、申立人が厚生年金保険に加入していたことは確認できない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、「私は、A社にC職として勤務し、同社ではE業務及びF業務を担当していた。同社では、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険は同時に加入させており、私のこれら保険の届出も自分で行った。」と供述しているが、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間以前の平成4年1月に、前職のD社を退職した時、G健康保険組合の健康保険を任意継続し、1年分の健康保険料をまとめて納付していた。」と供述している上、申立人の後任のC職及び申立人が名前を挙げた複数の同僚も、「申立人から、G健康保険組合の保険証を使っていると聞いていた。」と供述していることから、申立人が当該事業所において健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、当該事業所は、申立期間中の平成5年4月1日にH厚生年金基金の設立事業所となっているが、同基金の加入員記録によると、申立人の同基金における加入員としての記録は確認できない。

その上、オンライン記録から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚15人に照会し、このうち11人（申立人が名前を挙げた同僚4人を含む。）から回答を得たが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 5 月 9 日まで
A社からB社に移る時、間をおかずにすぐに勤めたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社（A社と同一事業所）に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、B社に照会したところ、「申立人は昭和 57 年 9 月 30 日に上司と共にいったん退職し、58 年 5 月 9 日に再度入社した。」と回答している上、同社から提出された雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によると、申立人の離職年月日は昭和 57 年 9 月 30 日、離職理由は「自己都合による。」と記載されている。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 人に照会したが、回答のあった二人のうちの一人は「申立人は、一度退職した後、再び入社した。」と供述しており、上記の申立人の上司であったとする他の一人は「私が退職した時に申立人が一緒に辞めたかどうかは分からないが、申立人は、退職後は他社で働いていたと思う。」と供述している。

さらに、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録の資格取得日及び資格喪失日（離職日の翌日）は、合致していることが確認できる上、雇用保険の給付記録によると、申立人は申立期間において、失業給付金を受給していることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において、申立人は健康保険の任意継続被保険者になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されている事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月 15 日まで
② 昭和 43 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 3 月 6 日まで

昭和 41 年 3 月から 43 年 7 月まではA社の社長宅、43 年 8 月から 45 年 3 月まではB社の社長宅で、いずれも、住み込みでC職として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社の当時の事業主の妻及び娘からの供述から判断すると、申立人は、同社の事業主宅において、C職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の事業主の妻は、「申立人は、自宅のC職としての雇用であり、会社の仕事はしておらず、通常、C職は、健康保険及び厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、昭和 42 年 3 月 15 日から 43 年 7 月 30 日までの申立人のA社での厚生年金保険被保険者期間については、「申立人の何らかの事情により、夫が途中から健康保険及び厚生年金保険に加入させたのではないか。」と供述している。

また、A社の承継会社と思われる現在のD社から提供のあった同社の健康保険厚生年金保険資格取得及び同資格喪失確認通知書（写し）により、同社では、申立人に関する厚生年金保険の資格取得日を昭和 42 年 3 月 15 日、資格喪失日を 43 年 7 月 30 日として届け出ていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間①及び②にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が判明した6人に照会したところ、二

人から回答があったが、いずれも「社長宅のことは分からず、申立人に記憶が無い。」と供述している。

なお、申立人は、「昭和43年7月に自己都合により、退職をした。」旨の供述を行っている。

- 2 申立期間③について、B社の当時の事業主であった息子の供述から判断すると、申立人は、同社の事業主宅において、C職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間③にB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した5人に照会したところ、4人から回答があったが、全員が、「申立人に記憶が無い。」と供述しており、その中の一人が名前を挙げた他の同僚は、「私も社員になる前に社長宅でC職として勤務していたが、その期間は厚生年金保険に加入しておらず、同社の社員になってからこれに加入した。」と供述している。

また、B社の経理担当であった者は、「登録された社員の中に申立人は見当たらない。」と供述している。

- 3 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 21 日から 36 年 1 月 5 日まで
昭和 34 年 10 月 21 日から 36 年 6 月 21 日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得ができない。年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主の供述から判断すると、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人及びオンライン記録により申立期間当時A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた8人の計11人に照会したところ、7人から回答が得られたが、そのうち、申立期間中の昭和35年5月1日に同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年1月まで厚生年金保険被保険者資格が継続している同僚一人は、「古いことで断言はできないが、私が入社した時は、申立人はいなかったと思う。」と供述している上、当該同僚が名前を挙げた同僚は、当該事業所の厚生年金保険事業所被保険者名簿に名前が記載されていない。

さらに、その他の6人の同僚（申立期間当時、B業務を担当していた同僚二人を含む。）は「申立人についての記憶が無い。」と供述しており、申立人の勤務実態等について供述を得ることができなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立期間において厚生年金保険被保険者資格取得者には申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番は認められないことから、申立期間に係る申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 31 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで、A省B局C事業所において、事務補助員としてD業務に就いていた。勤務に際し、当時の上司から健康保険証及び厚生年金保険証を手渡された記憶があり、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及びE局が保管している申立人の人事記録から判断すると、申立人は申立期間にA省B局C事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A省B局C事業所を含め県内における事業所及びA省F局(当時)が申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、E局は、「当時の厚生年金保険の適用事業所に係る通達等の書類が無い。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は「申立期間当時、A省B局C事業所では、事務補助員として勤務していた者は申立人しかおらず、その他の者は正職員であった。また、申立人の採用時に、上司から預かった書類を申立人に渡した記憶はある。D業務の仕事柄、健康保険証は必要であったので、その書類が健康保険証であったと思うが、詳細は覚えていない。」と供述していることから、申立人と同じ雇用形態の同僚について厚生年金保険の適用状況について確認できない。

加えて、申立期間に申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。